

大阪市立木川小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 6 月 1 日
令和 7 年 5 月改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自他の生命を大切にし、自ら学び行動し、仲間と協調できる児童」の育成のため、「大阪市立木川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係諸機関や専門家と連携をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 教職員一人一人が分かりやすい授業づくりに努める。
- ② 児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ③ 道徳の時間をはじめ、全教育活動の中で命の大切さについての指導を行う。

- ④ 「いじめは絶対に許されないことである」ということを全児童が認識し、互いに支え合う集団育成に取り組む。
- ⑤ 見て見ぬふりをすることや知っていて何もしないことも「傍観者」として、いじめに加担していることを伝える。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、教育活動を推進する。
- ② 自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その集団の中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。
- ③ 年間カリキュラムにおける学習内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
- ⑤ 学校行事や児童会活動における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めることを推進する。
- ② 自尊感情を育てるため、「いいところ探し」の時間を活用して心と心の連携を図る。
- ③ 「SNS 等を通じてのいじめを防止する」という認識のもと、情報モラル教育・情報リテラシー教育を推進する。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生活指導部会、職員朝礼や職員会議等のすべての会議の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題

がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

- ④ 「いじめについてのアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し「いじめゼロ」の学校づくりを目指すとともに、実践的な態度を養う道徳教育を推し進める。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく関係諸機関や専門家と連携をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら継続的な指導を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「学年会」・「生活指導部会」・「スクリーニング会議」

月1回所属教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

- ② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長を長とし、教頭、教務主任、生活指導部長、養護教諭、学年主任、当該学級担任、（必要に応じて、特別支援学級担当、SC、SSW）によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

【いじめ調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（各学期1回）
② 教育相談等を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査
年2回（7月・12月）

【研修会】

- ・人権教育研修 年3回（6月・11月・2月）
- ・児童理解研修 年2回（6月・2月）（随時）

（2）保護者や地域・関連機関との連携

緊急な指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急対策会議を開催し、敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

緊急対策委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生活指導部長、（必要に応じて、PTA会長、淀川警察署、こども相談センター、主任児童委員、民生委員長、連合自治会会長、青少年健全育成連絡協議会会长）

7. 重大事案への対処

- ① 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ② 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで、説明文書の配布や緊急保護者集会を開催する。
- ③ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

8. いじめ発見の際の流れ

